

公示番号：160605

国名：ケニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム

案件名：地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト
(集水・小規模灌漑技術)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：集水・小規模灌漑技術
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年10月上旬から2016年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 1.47M/M、合計 1.77M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	44日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014 年 4 月以降契約) >業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月27日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	小規模集水、灌漑技術支援に関する各種業務
対象国/類似地域	ケニア/全世界(本邦含む。)
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

日本からの入国時にイエローカード提示は義務付けられていませんが、黄熱流行国であり、赴任前の予防接種を強く奨励します。

6. 業務の背景

ケニア国家経済において重要な役割を果たす農業セクターの中でも園芸は毎年平均 15～20%の成長を見込む主要サブセクターである。市場向け農業生産の 75%以上は小規模農家が担うと言われる。JICA は、2006 年から 3 年間、ケニア国農業・畜産・水産省 (MoALF) と園芸作物開発公社をカウンターパート (C/P) 機関として、小規模園芸農民組織の組織強化・収入向上を目的とした技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP)」を実施し、支援対象の農民組織において高い所得の伸びが記録されるなど、大きな成果を収めた。ケニア国政府はこの成果を高く評価し、同様の活動の全国展開を担う、小規模園芸農民組織強化・振興ユニット (SHEP ユニット) をケニア国農業・畜産・水産省作物管理局下に設立することとし、その立ち上げと機能強化支援を我が国に要請した。これを受けて JICA は、小規模園芸農家への効果的な支援システムの全国的な確立を目標とした「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト (SHEP UP)」を 2010 年 3 月から 5 年間実施した。

SHEP 及び SHEP UP では、市場に対応した農民組織の育成を目指す諸研修に加え、農家のニーズに基づいて、農家が取り組むことのできる小規模な集水技術を指導した。集水技術普及のため、専属の C/P 機関をプロジェクトに配置し、同 C/P 機関を中心としてプロジェクト対象 6 州 (セントラル州、リフト・バレー州、ニャンザ州、ウェスタン州、イースタン州、コースト州) において農民組織及び農業普及員に対する同技術の研修及びデモンストレーションを実施した。

他方、ケニアでは 2013 年より地方分権による新たな地方行政区としてカウンティ制¹が導入され権限と財源の移譲が進んでいる。SHEP UP の対象農家の園芸所得向上における成果を評価したケニア政府はカウンティ制下にて SHEP アプローチの実施を更に推進することとし、その支援を我が国に要請した。これを受けて JICA は、カウンティが農業普及主体として SHEP アプローチを展開するためのモデルの確立を目的とした「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト (SHEP PLUS)」(以下、プロジェクト) を 2015 年 3 月から 2020 年 3 月までの 5 年間の予定で、引き続き上記 2 機関を C/P 機関として実施中である。

本業務に関し、市場志向型の小規模園芸作物栽培においては、収穫・販売のタイミング、クオリティ管理などの面で、農家が活用できる集水・灌漑技術の導入が重要である。SHEP UP では、集水技術の指導と合わせ小規模ため池設置などのデモンストレーションを行ってきたが、農家による活用、またカウンティ職員による普及は限定的である。

また、カウンティ政府への権限移譲に伴い MoALF の役割も変化した。農家への直接的な行政支援の権限と責任はカウンティにあり、MoALF はカウンティスタッフの能力強化を支援する。この中央と地方の構造変化を踏まえ、集水技術の普及についても支援の在り方を再検討すると共に、これまでのステークホルダーとの連携の在り方のグッド・プラクティスを抽出・分析したうえで、カウンティによるステークホルダーの巻き込みと継続的な研修の実施に向けた方法を確立する必要がある。

SHEP PLUS では、SHEP UP までに実施してきた、小規模ため池設置を中心とする農家グループからのリクエストベースによる研修方法を見直し、カウンティ技術者を対象とした ToT (Training of Trainers) 研修と各カウンティで 1 件のデモンストレーション実施という構造に変更した研修に

¹カウンティとは、ケニアにおける新たな地方行政区画であり、従前の 8 州が解体され 47 のカウンティが新たに設置された。カウンティ制では、カウンティ政府に大幅に権限が委譲され、同政府は独自の政策に基づき予算の用途を決定し開発活動を実施できるようになっている。農業分野においては、中央政府の役割は政策立案及びカウンティに対する能力強化、カウンティ政府の役割は農家への普及サービスの実施という形で、中央政府とカウンティの役割が分けられている。従前は、中央政府によるトップダウン方式でプロジェクト実施が可能であったが、カウンティ制導入後、各カウンティの政策、実施体制、物的/人的/資金的リソース等を十分に踏まえたうえで、カウンティが主体となり持続的な SHEP アプローチの実施方法を考え、展開していくことが求められている。

取り組んでいる。また、また、SHEP PLUS では、これまでの集水技術（ため池、集水耕、穴耕、ルーフキャッチメント）に加え、小規模のポンプ灌漑・点滴灌漑など農家が活用できる規模の灌漑についても、ToTでの研修に加えることとした。

上記の状況を踏まえ、プロジェクトではこれまでの研修パッケージをベースに、カウンティ政府が独自の予算と人材を用いて集水・小規模灌漑技術支援を実施できる研修パッケージを構築するとともに、モニタリング・フォローアップの効率的な実施に向けた指導が求められている。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、プロジェクトの枠組みを反映して長期専門家および C/P 機関と協力して以下の業務を行う。

(1) 国内準備期間（2016年10月上旬）

- ① 本プロジェクトに関係する資料により SHEP、SHEP UP 及び SHEP PLUS の全体的な状況を理解し、現在の集水技術、小規模灌漑技術の活動状況を確認する。
- ② JICA ケニア事務所並びにプロジェクト専門家と協議の上、ワーク・プラン（英文）を作成し、監督職員に提出、説明する。

(2) 現地派遣期間（2016年10月上旬～11月下旬）

- ① JICA ケニア事務所及びプロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関）にワーク・プランの説明を行う。
- ② プロジェクト関係者から活用中の研修教材、集水・小規模灌漑技術の活動状況、及びカウンティ下におけるプロジェクト実施の状況を確認する。
- ③ 現地調査による情報収集を通して、プロジェクト活動対象カウンティにおける小規模園芸農家の園芸作物栽培と集水・灌漑方法の状況を C/P 機関とともに確認する。
- ④ 上記②、③に基づき、プロジェクト専門家及び C/P 機関と協議し、カウンティによる継続した集水・小規模灌漑技術の普及という視点に立ち、集水・小規模灌漑技術の ToT 研修プログラムを改訂する。
- ⑤ 同じく②、③に基づき、プロジェクト専門家及び C/P 機関と協議し、農家の活用が可能で、かつ農業生産・販売に結び付く集水・小規模灌漑技術の観点から、ToT 研修教材（パワーポイント資料中心）をカウンターパートとともに改訂する。
- ⑥ SHEP PLUS の対象カウンティにおいて実施されるデモンストレーションの内容、対象グループ選定、実施方法についてプロジェクト関係者と協議の上、改善案を提案し、改善案に即して研修教材（パワーポイント資料中心）を改訂する。
- ⑦ 改訂した研修プログラムと研修材料を活用した ToT 研修をカウンターパートともに実施する。
- ⑧ 集水・小規模灌漑技術研修で使用される既存の各フォーマットを改訂し、プロジェクト及びカウンティによる ToT 及びデモンストレーション後のモニタリング・フォローアップ実施の方向性を提案する。
- ⑨ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関、プロジェクト及び JICA ケニア事務所に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間（2016年12月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書を作成し、監督職員へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン（英文3部：C/P機関、JICAケニア事務所、監督職員）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- (2) 現地業務結果報告書（英文3部：C/P機関、プロジェクト、JICAケニア事務所）
F記載項目は以下のとおり。
- ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ その他
- C/P機関やプロジェクト専門家と協力して作成した研修教材を参考資料として添付すること。
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部：プロジェクト、JICAケニア事務所、監督職員）
記載項目は以下のとおり。
- ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④ プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドーハ/ドバイ⇄ナイロビを標準とし、経済的かつ効率的な経路を選択してください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年10月8日～11月20日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／園芸政策（長期派遣専門家）
- ・ プロジェクト事業運営・管理（長期派遣専門家）
- ・ 園芸生産・普及（長期派遣専門家）
- ・ モニタリング・評価／業務調整（長期派遣専門家）
- ・ プロジェクト管理／SHEPアプローチ分析（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム（TEL:03-5226-8437）にて電子データで配布します。
 - ・本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告資料
- ②本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト基本情報 (<http://www.jica.go.jp/oda/project/1400642/index.html>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ケニア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAケニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上